

平成十二年政令第十六号

地方公共団体の手数料の標準に関する政令
内閣は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二十八條第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方自治法第二十八條第一項の「手数料」として全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下「標準事務」という。）は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるもの（以下「手数料を徴収する事務」という。）は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる事務とし、同項の政令で定める金額は、同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務についてそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

標準事務	手数料を徴収する事務	金額
一 削除		
二 削除		
三 削除		
四 削除		
五 削除		
六 船員法第百四條第一項の規定により市町村が処理する事務に関する政令（昭和二十八年政令第二百六十号）第一項第三号の規定に基づく船員手帳に関する事務	1 船員法第百四條第一項の規定により市町村が処理する事務に関する政令第一項第三号の規定に基づく船員手帳の再交付	千九百五十円
	2 船員法第百四條第一項の規定により市町村が処理する事務に関する政令第一項第三号の規定に基づく船員手帳の再交付	千九百五十円
	3 船員法第百四條第一項の規定により市町村が処理する事務	千九百五十円

七 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十八條の八第二項の規定に基づく保育士試験の実施に関する事務	1 児童福祉法第十八條の八第二項の規定に基づく保育士試験の申請に対する審査	一万二千七百円	4 船員法第百四條第一項の規定により市町村が処理する事務に関する政令第一項第三号の規定に基づく船員手帳の訂正	四百三十円	する事務に関する政令第一項第三号の規定に基づく船員手帳の書換え
	2 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十一條の規定に基づく内閣府令の規定による保育士試験の全部の免除の申請に対する審査	二千四百円			
	七の二 児童福祉法第十八條の十八第三項並びに児童福祉法施行令第十七條第一項及び第十八條第一項の規定に基づく保育士の登録に関する事務	四千二百円	2 児童福祉法施行令第十七條第一項の規定に基づく保育士登録証の書換え交付	千六百円	

八 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十四條第一項及び第十條の二第一項から第五項まで（これらの規定を同法第十二條の二において準用する場合を含む。）、第四十八條第一項及び第二十一條（これらの規定を同法第十四條の二において準用する場合を含む。）、第四十八條第一項及び第二十一條の二第一項若しくは第二十六條の規定に基づく戸籍証明書の交付	1 戸籍法第十條第一項、第十條の二第一項から第五項まで又は第二十六條の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	一通につき四百五十円	3 戸籍法第十八條の三第二項の規定に基づく戸籍電子証明書の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第	戸籍電子証明書提供用識別符号一件につき四百円	3 児童福祉法施行令第十八條第一項の規定に基づく保育士登録証の再交付	千円
	2 戸籍法第十條第一項、第十條の二第一項から第五項まで又は第二十六條の規定に基づく戸籍証明書の交付	証明事項一件につき三百五十円				

百五十一号）

第七條第一項の規定により同法第六條第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるもの）に限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同法第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書等の請求を行う場合における

<p>る当該発行を 除く。)</p>	<p>4 戸籍法第 十二條の二に おいて準用す る同法第十條 第一項若しく は第十條の二 第一項から第 五項までの規 定若しくは同 法第二百二十六 條の規定に基 づく除かれた 戸籍の謄本若 しくは抄本の 交付又は同法 第二百二十條第 一項、第二百二 十條の二第一 項若しくは第 百二十六條の 規定に基づく 除籍證明書の 交付</p>	<p>一通につき 七百五十円</p>	<p>5 戸籍法第 十二條の二に おいて準用す る同法第十條 第一項若しく は第十條の二 第一項から第 五項までの規 定又は同法第 百二十六條の 規定に基づく 除かれた戸籍 に記載した事 項に関する証 明書の交付</p> <p>6 戸籍法第 百二十條の三 第二項の規定 に基づく除籍 電子證明書提 供用識別符号 の発行(情報</p> <p>除籍電子証 明書提供用 識別符号一 件につき七 百円</p>
------------------------	--	------------------------	--

<p>通信技術を活 用した行政の 推進等に関す る法律第七條 第一項の規定 により同法第 六條第一項に 規定する電子 情報処理組織 を使用する方 法により除籍 電子證明書提 供用識別符号 の発行を行う 場合(当該発 行に係る除籍 電子證明書の 請求が同項の 規定により同 項に規定する 電子情報処理 組織を使用す る方法により 行われた場合 に限る。)に おける当該発 行及び除籍電 子證明書提供 用識別符号の 発行に係る除 籍電子證明書 の請求を行う 者が同時に当 該除籍電子証 明書が証明す る事項と同一 の事項を証明 する除かれた 戸籍の謄本若 しくは抄本又 は除籍證明書 の請求を行う 場合における 当該発行を除 く。)</p>
--

<p>7 戸籍法第 四十八條第一 項(同法第百 十七條におい て準用する場 合を含む。)</p>	<p>一通につき 三百五十円 (婚姻、離婚 、養子縁組、 養子離縁又 は認知の届 出の受理に ついて、請 求により法 務省令で定 める様式に よる上質紙 を用いる場 合において は、一通に つき千四百 円)</p>	<p>8 戸籍法第 四十八條第二 項(同法第百 十七條におい て準用する場 合を含む。)</p> <p>書類又は届 書等情報の 内容を表示 したもの一 件につき三 百五十円</p>
--	---	--

<p>九 風俗営業 等の規制及び 業務の適正化 等に関する法 律(昭和二十 三年法律第百 二十二号)第 五條第四項の 規定に基づく 許可証の再交 付又は同法第 九條第四項の 規定に基づく 許可証の書換 えに関する事 務</p>	<p>ものを見覽に 供する事務</p> <p>1 風俗営業 等の規制及び 業務の適正化 等に関する法 律第五條第四 項の規定に基 づく許可証の 再交付</p> <p>2 風俗営業 等の規制及び 業務の適正化 等に関する法 律第九條第四 項の規定に基 づく許可証の 書換え</p>	<p>九千円(当 該申請を行 う者が当該 都道府県に おいて同時 に他の風俗 営業等の規 制及び業務 の適正化等 に関する法 律第七條第 一項の規定 に基づく承 認の申請を 行う場合に おける当該 他の同項の 規定に基づ く承認の申 請に係る審 査にあって は、三千八 百円)</p>	<p>十一 風俗營 業等の規制及 び業務の適正 化等に関する 法律第七條の 規定に基づく 風俗営業等 の規制及び業 務の適正化等 に関する法律 第七條の第一 項の規定に基 づく風俗営業 の申請に對す る審査</p>
---	---	--	---

<p>二第一項及び同条第三項において準用する同法第七條第五項の規定に基づく風俗営業者たる法人の合併に係る承認に関する事務</p>	<p>十一の二風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第七條の三第一項及び同条第三項において準用する同法第七條第五項の規定に基づく風俗営業者たる法人の合併に係る承認に関する事務</p>	<p>十二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第九條第一項の</p>
<p>一項の規定に基づく営業所の構造又は設備の変更の承認に関する事務</p>	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第七條の三第一項の規定に基づく承認の申請に對する審査</p>	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第九條第一項の</p>
<p>十四の二風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二十四條第六項の規定に基づく営業所の管理者に対する講習</p>	<p>2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第十條の二第五項の規定に基づく認定に對する審査に對する審査</p>	<p>十四 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二十四條第六項の規定に基づく営業所の管理者に対する講習</p>
<p>次に掲げる書面の交付を受ける者の区分に、それぞれに定める金額</p>	<p>1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二十七條第四項(同法第三十一條の二第二項)において準用する場合を含む。又は第三十一條の二第四項(同法第三十一條の二第七項及び第三十一條の二第七項)において準用する場合を含む。</p>	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二十七條第四項(同法第三十一條の二)において準用する場合を含む。</p>
<p>若しくは第十項の営業を営もうとする者(口に掲げる者を除く)又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第九號)附則第三條第二項の規定により風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の</p>	<p>十項の営業を営もうとする者(口に掲げる者を除く)又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第九號)附則第三條第二項の規定により風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の</p>	<p>若しくは第十項の営業を営もうとする者(口に掲げる者を除く)又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第九號)附則第三條第二項の規定により風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の</p>

の申請に
対する
審査

蔵所の区分に 応じ、それ ぞれ次に 定める金額	(1) 指定 数量の倍数 が十以下の 屋内貯蔵所 二万円	(2) 指定 数量の倍数 が十を超え 五十以下の 屋内貯蔵所 二万六千	(3) 指定 数量の倍数 が五十を超 え百以下の 屋内貯蔵所 三万九千	(4) 指定 数量の倍数 が百を超え 二百以下の 屋内貯蔵所 五万二千	(5) 指定 数量の倍数 が二百を超 える屋内貯 蔵所六万 六千円	ロ 屋外タ ンク貯蔵所 (特定屋外 タンク貯蔵 所、	準特定屋外 タンク貯蔵 所及び岩盤	タンクに係 る屋外タン	ク貯蔵所を 除く。)の設
----------------------------------	--	--	--	--	--	--	-------------------------	----------------	-----------------

置の許可の 申請に係る 審査に、 掲げる屋外 タンク貯蔵 所の区分に 応じ、それ ぞれ次に定 める金額	(1) 指定 数量の倍数 が百以下の 屋外タンク 貯蔵所二 万円	(2) 指定 数量の倍数 が百を超え 一万以下の 屋外タンク 貯蔵所二 万六千円	(3) 指定 数量の倍数 が一万を超 える屋外タ ンク貯蔵所 三万九千	ハ 準特定 屋外タンク 貯蔵所(岩 盤タンクに 係る屋外タ ンク貯蔵所 を除く。)	設置の許可 の申請に係 る審査に係 る審査五 十七万円	ニ 特定屋 外タンク貯 蔵所(浮き 屋根を有す る特定屋外 貯蔵タンク のうち総務
---	---	--	--	---	---	---

省令で定め るものに係 る特定屋外 タンク貯蔵 所(ホにお いて「浮き 屋根式特定 屋外タンク 貯蔵所」と いう。)、浮 き蓋付きの 特定屋外貯 蔵タンクの うち総務省 令で定める ものに係る 特定屋外タ ンク貯蔵所 (ホにおいて 「浮き蓋付特 定屋外タン ク貯蔵所」と いう。)	及 び岩盤タン クに係る屋 外タンク貯 蔵所を除く 。)の設置の 許可の申請 に係る審査 に、次に掲 げる特定屋 外タンク貯 蔵所の区分 に、それぞ れ次に定め る金額	(1) 危険 物の貯蔵最 大数量が千 大数量が千 キロリット ル以上五千 キロリット ル未満の特 定屋外タン ク貯蔵所 八万円	(6) 危険 物の貯蔵最 大数量が二 十万キロリ ットル以上 十万キロリ ットル未満 の特定屋外 タンク貯蔵 所百七十
--	--	---	--

(2) 危険 物の貯蔵最 大数量が五 千キロリッ トル以上一 万キロリッ トル未満の 特定屋外タ ンク貯蔵所 百七万円	(3) 危険 物の貯蔵最 大数量が一 万キロリッ トル以上五 万キロリッ トル未満の 特定屋外タ ンク貯蔵所 百二十万	(4) 危険 物の貯蔵最 大数量が五 万キロリッ トル以上十 万キロリッ トル未満の 特定屋外タ ンク貯蔵所 百五十万	(5) 危険 物の貯蔵最 大数量が十 万キロリッ トル以上二 十万キロリ ットル未満 の特定屋外 タンク貯蔵 所百五十	(6) 危険 物の貯蔵最 大数量が二 十万キロリ ットル以上 十萬キロリ ットル未満 の特定屋外 タンク貯蔵 所百七十
--	--	--	--	--

五百九十 三万円	(2) 物の貯蔵最 大数量が四 十万キロリ ットル以上 五十万キロ リットル未 満の屋外タ ンク貯蔵所 七万四千 七万円	(3) 物の貯蔵最 大数量が五 十万キロリ ットル以上 の屋外タン ク貯蔵所 千九十万円	ト 屋内タ ンク貯蔵所 の設置の許 可の申請に 係る審査 二万六千円	チ 地下タ ンク貯蔵所 の設置の許 可の申請に 係る審査 二万六千円	可の設置の許 可の申請に 係る審査	次に掲げる 地下タンク 貯蔵所の区 分に応じ、 それぞれ次 に定める金 額	(1) 量の指 定倍数の が百以下の 地下タンク 貯蔵所 二万六千円	(2) 量の指 定倍数の 指定 数量の 倍 数
-------------	---	--	---	---	-------------------------	---	---	--

3 消防法第 十一条第一項 に基づく取扱 所	が百を超え る地下タン ク貯蔵所 三万九千円	リ 簡易タ ンク貯蔵所 の設置の許 可の申請に 係る審査 一万三千円	ヌ 移動タ ンク貯蔵所 (ルに規定す る移動タン ク貯蔵所を 除く。)の設 置の許可の 申請に係る 審査 二万 六千円	ル 積載式 移動タンク 貯蔵所又は 航空機若し くは船舶の 燃料タンク に直接給油 するための 給油設備を 備えた移動 タンク貯蔵 所の設置の 許可の申請 に係る審査 三万九千円	ヲ 屋外貯 蔵所の設置 の許可の申 請に係る審 査 一万三 千円	イ 給油取 扱所(屋内 給油取扱所 を除く。)の	11 消防法第 十一条第一項 に基づく取扱 所
---------------------------------	---------------------------------	---	--	---	---	-----------------------------------	----------------------------------

の設置の許 可の申請に 対する 審査	の設置の許 可の申請に 係 る審査 五 万二千円	ロ 屋内給 油取扱所の 設置の許可 の申請に係 る審査 六 万六千円	ハ 第一種 販売取扱所 の設置の許 可の申請に 係る審査 二万六千円	ニ 第二種 販売取扱所 の設置の許 可の申請に 係る審査 三万三千円	ホ 移送取 扱所の設置 の許可の申 請に係る審 査 二万円	査 次に掲 げる移送取 扱所の区分 に応じ、そ れぞれ次に 定める金額 (1) 危険 物を移送す るための配 管の延長 (当該配管の 起点又は終 点の場合に は、任意に 起点から任 意の終点ま での当該配 管の延長の うち最大の もの。以下
-----------------------------	--------------------------------------	---	---	---	---	---

この項から 十八の項ま で及び二十 二の項にお いて同じ。)	が十五キロ メートル以 下の移送取 扱所(危険 物を移送す るための配 管に係る最 大常用圧力 が〇・九五 メガパスカ ル以上のも のであって、 かつ、危険 物を移送す るための配 管の延長が 七キロメー トル以上の ものを除く 。) 二万千 円	(2) 危険 物を移送す るための配 管に係る最 大常用圧力 が〇・九五 メガパスカ ル以上であ って、かつ、 危険物を移 送するための 配管の延長 が七キロ メートル以 上を五キロ メートル以 下の移送取 扱所(危険 物を移送す るための配 管に係る最 大常用圧力 が〇・九五 メガパスカ ル以上のも のであって、 かつ、危険 物を移送す るための配 管の延長が 七キロメー トル以上の ものを除く 。) 二万千 円
--	---	---

るための配管の延長が十五キロメートルを超え、移取の危険物を移送する目的の配管の延長が十五キロメートル又は十キロメートルに満たない端数を増すごとに二万二千円を加えた金額を一般取扱所の設置申請に係る審査に一次に掲げる一般取扱所の区分にそれぞれに定める金額(1)指定数量の倍数が十以下の一般取扱所(2)指定数量の倍数が十を超え五十以下の一般取扱所(3)指定数量の倍数が五十を超える一般取扱所の

<p>第十七 消防法 第十一條第一項 後段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備の許可の申請に対する審査</p>	<p>1 消防法第十一條第一項 後段の規定に基づく製造所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>2 消防法第十一條第一項 後段の規定に基づく貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>十六の項の金額</p>	<p>六万六千円(4)指定数量の倍数が百を超え二百以下の一般取扱所 七万七千円(5)指定数量の倍数が二百を超える一般取扱所 九万九千円</p>
--	---	---	----------------	---

<p>第十八 消防法 第十一條第五項 及び危険物の規制に関する政令(昭和三十四年政令第三百六号) 第八條第三項 の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の完成検査に関する事務</p>	<p>3 消防法第十一條第一項 後段の規定に基づく取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>1 消防法第十一條第五項 の規定に基づく製造所の設置の許可に係る完成検査</p>	<p>2 消防法第十一條第五項 の規定に基づく貯蔵所の設置の許可に係る完成検査</p>	<p>十六の項の金額</p>
--	---	---	---	----------------

<p>3 消防法第十一條第五項 の規定に基づく取扱所の設置の許可に係る完成検査</p>	<p>4 消防法第十一條第五項 の規定に基づく製造所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査</p>	<p>5 消防法第十一條第五項 の規定に基づく貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査</p>	<p>イ 屋外タンク貯蔵所にあつては、十六の項に掲げる屋外タンク貯蔵所に於ては、</p>	<p>十六の項の金額</p>
---	---	---	--	----------------

<p>十九 消防法 第十一項ただし書の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の使用の承認に関する事務</p>	<p>消防法第十一項ただし書の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の使用の承認の申請に対する審査</p>	<p>6 消防法第十一項の規定に基づく取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査 3 掲げる取扱所の区分に 16 掲げる取扱所の区分に 金額に相当する</p>	<p>二十 消防法第十一項及び危険物の規制に関する政令第八條の二第七項の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の完成検査に関する事務</p>	<p>1 消防法第十一項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査</p>	<p>イ 水張検査 次に掲げるタンクの区分に （1）容量 （2）容量 （3）容量 （4）容量 （5）容量 （6）容量 （7）容量 （8）容量</p>
---	--	--	---	--	--

<p>五千円 （4）容量 二百リットルを超える 一万五千円 （4）容量 二万リットルを超える 一万リットルを超える （4）容量 千円 （4）容量 二万リットルを超える （4）容量 一万リットルを超える （4）容量</p>	<p>（1）容量 （2）容量 （3）容量 （4）容量 （5）容量 （6）容量 （7）容量 （8）容量</p>
--	--

<p>ル又は一万 リットルに 満たない端 数を増すご とに四千四 百円を加え た金額 ハ 基礎・ 地盤検査 次に掲げる 特定屋外タ ンク貯蔵所 の区分に （1）危険 物の貯蔵最 大数量が千 キロリット ル以上五千 キロリット ル未満の特 定屋外タン ク貯蔵所 四十二万円 （2）危険 物の貯蔵最 大数量が五 千キロリッ トル以上一 万キロリッ トル未満の 特定屋外タ ンク貯蔵所 五十六万円 （3）危険 物の貯蔵最 大数量が一 万キロリッ トル以上五 万キロリッ トル未満の 特定屋外タ ンク貯蔵所 七十三万円 （4）危険 物の貯蔵最 大数量が五 万キロリッ トル以上十 万キロリッ トル未満の 特定屋外タ ンク貯蔵所 九十九万円 （5）危険 物の貯蔵最 大数量が十 万キロリッ トル以上二 十万キロリ ットル未満 の特定屋外 タンク貯蔵 所の数量が 百九十万 円 （6）危険 物の貯蔵最 大数量が二 十万キロリ ットル以上 三十万キロ リットル未 満の特定屋 外タンク貯 蔵所の数量 が百六十 六万円 （7）危険 物の貯蔵最 大数量が三 十万キロリ ットル以上 四十万キロ リットル未 満の特定屋 外タンク貯 蔵所の数量 が四十九 万円 （8）危険 物の貯蔵最 大数量が四 十九万円</p>	<p>（1）危険 物の貯蔵最 大数量が千 キロリット ル以上五千 キロリット ル未満の特 定屋外タン ク貯蔵所 四十二万円 （2）危険 物の貯蔵最 大数量が五 千キロリッ トル以上一 万キロリッ トル未満の 特定屋外タ ンク貯蔵所 五十六万円 （3）危険 物の貯蔵最 大数量が一 万キロリッ トル以上五 万キロリッ トル未満の 特定屋外タ ンク貯蔵所 七十三万円 （4）危険 物の貯蔵最 大数量が五 万キロリッ トル以上十 万キロリッ トル未満の 特定屋外タ ンク貯蔵所 九十九万円 （5）危険 物の貯蔵最 大数量が十 万キロリッ トル以上二 十万キロリ ットル未満 の特定屋外 タンク貯蔵 所の数量が 百九十万 円 （6）危険 物の貯蔵最 大数量が二 十万キロリ ットル以上 三十万キロ リットル未 満の特定屋 外タンク貯 蔵所の数量 が百六十 六万円 （7）危険 物の貯蔵最 大数量が三 十万キロリ ットル以上 四十万キロ リットル未 満の特定屋 外タンク貯 蔵所の数量 が四十九 万円 （8）危険 物の貯蔵最 大数量が四 十九万円</p>
--	--

<p>（4）危険 物の貯蔵最 大数量が五 万キロリッ トル以上十 万キロリッ トル未満の 特定屋外タ ンク貯蔵所 九十六万円 （5）危険 物の貯蔵最 大数量が十 万キロリッ トル以上二 十万キロリ ットル未満 の特定屋外 タンク貯蔵 所の数量が 百九十万 円 （6）危険 物の貯蔵最 大数量が二 十万キロリ ットル以上 三十万キロ リットル未 満の特定屋 外タンク貯 蔵所の数量 が百六十 六万円 （7）危険 物の貯蔵最 大数量が三 十万キロリ ットル以上 四十万キロ リットル未 満の特定屋 外タンク貯 蔵所の数量 が四十九 万円 （8）危険 物の貯蔵最 大数量が四 十九万円</p>	<p>（1）危険 物の貯蔵最 大数量が千 キロリット ル以上五千 キロリット ル未満の特 定屋外タン ク貯蔵所 四十二万円 （2）危険 物の貯蔵最 大数量が五 千キロリッ トル以上一 万キロリッ トル未満の 特定屋外タ ンク貯蔵所 五十六万円 （3）危険 物の貯蔵最 大数量が一 万キロリッ トル以上五 万キロリッ トル未満の 特定屋外タ ンク貯蔵所 七十三万円 （4）危険 物の貯蔵最 大数量が五 万キロリッ トル以上十 万キロリッ トル未満の 特定屋外タ ンク貯蔵所 九十九万円 （5）危険 物の貯蔵最 大数量が十 万キロリッ トル以上二 十万キロリ ットル未満 の特定屋外 タンク貯蔵 所の数量が 百九十万 円 （6）危険 物の貯蔵最 大数量が二 十万キロリ ットル以上 三十万キロ リットル未 満の特定屋 外タンク貯 蔵所の数量 が百六十 六万円 （7）危険 物の貯蔵最 大数量が三 十万キロリ ットル以上 四十万キロ リットル未 満の特定屋 外タンク貯 蔵所の数量 が四十九 万円 （8）危険 物の貯蔵最 大数量が四 十九万円</p>
---	--

物の貯蔵危険最	(4)百三万円	特定貯蔵所	トキ屋外	万キリ以上	万キリ以上	物の貯蔵最	(3)円	特定貯蔵所	トキ屋外	万キリ以上	千キリ以上	物の貯蔵最	(2)五十万円	特定貯蔵所	ル未タン	キリ以上	キリ以上	物の貯蔵最	(1)額	に定める金	それぞれ	分に	貯蔵所	屋外	掲げる	検査	ニ溶接部	二万円	所	タンク	の	十
---------	---------	-------	------	-------	-------	-------	------	-------	------	-------	-------	-------	---------	-------	------	------	------	-------	------	-------	------	----	-----	----	-----	----	------	-----	---	-----	---	---

十萬キリ以上	物の貯蔵最	(8)四	十九万円	蔵外	満	リ	四十	物の貯蔵最	(7)円	特定貯蔵所	トキ屋外	万キリ以上	千キリ以上	物の貯蔵最	(6)八	所	タンク	の	十	万	大	物の貯蔵最	(5)万	ンク	特定	トキ	万	所	タンク	の	大
--------	-------	------	------	----	---	---	----	-------	------	-------	------	-------	-------	-------	------	---	-----	---	---	---	---	-------	------	----	----	----	---	---	-----	---	---

基づく製造	十一項の規定に	2 消防法第	イ	万	千	ク	十	物の貯蔵最	(3)十	ンク	満	リ	五十	物の貯蔵最	(2)万	ク	の	十	大	額	に	そ	分	貯	屋	次	ンク	ホ	十	所	タンク	の	大
-------	---------	--------	---	---	---	---	---	-------	------	----	---	---	----	-------	------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	---	---	---	-----	---	---

ク貯蔵所の	の	この	ホ	する	の	金	該	それ	区	ク	定	に	項	ニ	金	の	数	ぞ	所	タ	の	この	地	ハ	額	と	数	ぞ	應	ク	掲	の	査	口	額	と	数	ぞ	所	タ	の	ク	の	は	取	所	又
-------	---	----	---	----	---	---	---	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

<p>区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の二分の一に相当する金額</p>	<p>21 消防法第十三条の二第三項、第十三条の三第三項及び第十三条の二十三並びに危険物の規制に関する政令第三十四条及び第三十五条第一項の規定に基づく危険物取扱者に関する事務</p>	<p>1 消防法第十三条の二第三項の規定に基づく危険物取扱者免状の交付</p> <p>2 危険物の規制に関する政令第三十四条の規定に基づく危険物取扱者免状の書換え</p>	<p>3 危険物の規制に関する政令第三十五条第一項の規定に基づく危険物取扱者免状の再交付</p>	<p>4 消防法第十三条の三第三項の規定に基づく危険物取扱者試験の実施</p> <p>5 消防法第十三条の二十三の規定に基づく危険物の</p>
<p>取扱作業の保安に関する講習</p>	<p>22 消防法第十四条の三第一項又は第二項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する事務</p>	<p>イ 甲種危険物取扱者七千二百円</p> <p>ロ 乙種危険物取扱者五千三百円</p> <p>ハ 丙種危険物取扱者試験四千二百円</p> <p>ニ 五千三百円</p>	<p>イ 甲種危険物取扱者七千二百円</p> <p>ロ 乙種危険物取扱者五千三百円</p> <p>ハ 丙種危険物取扱者試験四千二百円</p> <p>ニ 五千三百円</p>	<p>イ 甲種危険物取扱者七千二百円</p> <p>ロ 乙種危険物取扱者五千三百円</p> <p>ハ 丙種危険物取扱者試験四千二百円</p> <p>ニ 五千三百円</p>
<p>特定屋外タンク貯蔵所</p>	<p>イ 特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の保安に関する検査</p>	<p>（1）危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上五千キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p> <p>（2）危険物の貯蔵最大数量が五千キロリットル以上一トロンキリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p> <p>（3）危険物の貯蔵最大数量が一トロンキリットル以上五トロンキリットル未満の危険物の貯蔵最</p>	<p>（1）危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上五千キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p> <p>（2）危険物の貯蔵最大数量が五千キロリットル以上一トロンキリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p> <p>（3）危険物の貯蔵最大数量が一トロンキリットル以上五トロンキリットル未満の危険物の貯蔵最</p>	<p>（1）危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上五千キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p> <p>（2）危険物の貯蔵最大数量が五千キロリットル以上一トロンキリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p> <p>（3）危険物の貯蔵最大数量が一トロンキリットル以上五トロンキリットル未満の危険物の貯蔵最</p>
<p>特定屋外タンク貯蔵所</p>	<p>特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査</p>	<p>（4）危険物の貯蔵最大数量が五トロンキリットル以上十トロンキリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p> <p>（5）危険物の貯蔵最大数量が十トロンキリットル以上二十トロンキリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p> <p>（6）危険物の貯蔵最大数量が二十トロンキリットル以上三十トロンキリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p> <p>（7）危険物の貯蔵最大数量が三十トロンキリットル以上五十トロンキリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p>	<p>（4）危険物の貯蔵最大数量が五トロンキリットル以上十トロンキリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p> <p>（5）危険物の貯蔵最大数量が十トロンキリットル以上二十トロンキリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p> <p>（6）危険物の貯蔵最大数量が二十トロンキリットル以上三十トロンキリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p> <p>（7）危険物の貯蔵最大数量が三十トロンキリットル以上五十トロンキリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p>	<p>（4）危険物の貯蔵最大数量が五トロンキリットル以上十トロンキリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p> <p>（5）危険物の貯蔵最大数量が十トロンキリットル以上二十トロンキリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p> <p>（6）危険物の貯蔵最大数量が二十トロンキリットル以上三十トロンキリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p> <p>（7）危険物の貯蔵最大数量が三十トロンキリットル以上五十トロンキリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p>
<p>（8）危険物の貯蔵最大数量が四十トロンキリットル以上六十トロンキリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p>	<p>特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査</p>	<p>（8）危険物の貯蔵最大数量が四十トロンキリットル以上六十トロンキリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p> <p>（9）危険物の貯蔵最大数量が六十トロンキリットル以上九十トロンキリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p> <p>（10）危険物の貯蔵最大数量が九十トロンキリットル以上百トロンキリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p>	<p>（8）危険物の貯蔵最大数量が四十トロンキリットル以上六十トロンキリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p> <p>（9）危険物の貯蔵最大数量が六十トロンキリットル以上九十トロンキリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p> <p>（10）危険物の貯蔵最大数量が九十トロンキリットル以上百トロンキリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p>	<p>（8）危険物の貯蔵最大数量が四十トロンキリットル以上六十トロンキリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p> <p>（9）危険物の貯蔵最大数量が六十トロンキリットル以上九十トロンキリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p> <p>（10）危険物の貯蔵最大数量が九十トロンキリットル以上百トロンキリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p>

十万キロリ
の特上
外屋上
のタンク貯蔵
所四百八十
十三万円
ハ移送取
扱所の保安
に關する検
査次に掲
げれる移送
取扱いの分
に於て、そ
れぞれ次に
定める金額
(一) 危険
物を移送す
るための配
管に係る最
大常用圧力
が〇・九五
メガパスカ
ル以上であ
つて、かつ、
危険物を移
送するための
配管の延
長が七キロ
メートル以
上五キロメ
ートル以下
の移送取
扱所の延
長を移送
する危険
物を移送す
るための配
管の延長が
五キロメ
ートルを
超える移送
取扱所の延
長を移送す
る危険物を
移送するに
關する規定
を移したる
ための延長
が十キロメ
ートル以上
の延長を
移送するに
關する規定

二十三日 消防 法第十七條の 七第一項、第 十七條の八第 三項及び第十 七條の十並び に消防法施行 令(昭和三十 六年政令第三 十七号)第三 十六條の五及 び第三十六條 の六第一項の 規定に基づく 消防設備士に 關する事務	1 消防法第 十七條の第七 一項の規定に 基づく消防設 備士免状の 交付	2 消防法施 行令第三十六 條の五の規定 に基づく消防 設備士免状の 書換え	3 消防法施 行令第三十六 條の六第一項 の規定に基づ く消防設備士 免状の再交付	4 消防法第 十七條の八第 三項の規定に 基づく消防設 備士試験の 実施	5 消防法第 十七條の十の 規定に基づく 工事整備対象 設備等の工事 又は整備に關 する講習	七千円	百円 千四百四 百円	イ 甲種消 防設備士試 験 六千六 百円 ロ 乙種消 防設備士試 験 四千四 百円	千九百円	額を加えた金 額 二 千九百円	トル又は十 キロメー トルに満 たない端 数を増 すと一 万七千 円を加 えた金 額
--	---	---	--	---	--	-----	------------------	--	------	--------------------------	---

二十四 保健 師助産師看護 師法(昭和二 十三年法律第 二百三十一号)第 二十八條及び第 二十八條(こ れらの規定を 本法第六十條 第一項におい て準用する場 合を含む)の 規定に基づく 准看護師試験 に關する事務	1 保健師助 産師看護師法 第十八條(同 法第六十條第 一項において 準用する場合 を含む)の規 定に基づく 准看護師試験 の実施	2 保健師助 産師看護師法 第十八條及び 第二十八條 (これらの規 定を本法第六 十條第一項に おいて準用す る場合を含む) の規定に基づ く准看護師 試験合格に基 づく准看護 師試験合格 証明書の交付	1 建設業法 第三條第一項 の規定に基づ く建設業の許 可の申請に對 する審査	建設業法(昭 和十四年法律 第九十號)第三 條第一項及び 第三條第三項 の規定に基づく 建設業の許可 に關する事務	2 建設業法 第三條第三項 の規定に基づ く建設業の許 可の更新の申 請に對する 審査	五万円	円) 審査に あつては、 五万円 の建設業の 許可の申請 に係る審査 にあつては、 五万円	九万円(既に 他の建設業 に關して同 法第三條第一 項に於て建設 業の許可を 受けている 建設業者が、 建設業法第三 條第一項各 号に掲げる 区分を同じ くする建設 業の許可の 申請に係る 審査にあつ ては、五万 円)	六千九百円	規定に基づき 二 千九百円	に満たない端 数を増すと一 万七千円を加 えた金額
---	--	---	--	--	---	-----	--	--	-------	---------------------	------------------------------------

1 建設業法
第二十五條第
二項の規定に
基づくあつ
せん

あつせんを
求むる事項
の価額(価
額を算定す
ることがで
きないとき
は、五百万
円とみなす
。)に於て、
次に定め
るところに
より算出し
て得た金額
(あつせんを
求める事項
の価額が増
加するとき
は、増加後
の価額に應
じて算出し
て得た額か
ら増加前の
価額に應じ
て算出して
得た額を控
除した金額)
イ あつせん
を求むる
事項の価額
が百万円ま
で(一万円ま
で)あつせん
を求むる
事項の価額
が百万円を
超え五百万
円までの部
分の額一
万円に
あつせん
を求むる
事項の価額
が五百万円
を超え二
千万円ま
であつせん

<p>薬類の製造の許可に関する事務</p>	<p>三十一 火薬類 類取縮法第十二条第一項の規定に基づく火薬庫の設置、移転又はその構造若しくは設備の変更の許可に関する事務</p>	<p>三十二 火薬類 類取縮法施行令第十六条第一項第一号の規定に基づく火薬類取縮法第十五条第一項及び第二項の規定する火薬類の製造施設の完成検査又は同条第一項及び第二項の規定に基づく火薬庫の完</p>	<p>1 火薬類取縮法第十二条第一項の規定に基づく火薬庫の構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査</p> <p>2 火薬類取縮法第十二条第一項の規定に基づく火薬庫の構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>七万三千円</p>	<p>イ 競争のみ 紙雷管のみの販売営業の許可の申請に係る審査 千円 ロ その他 の販売営業の許可の申請に係る審査 十一万</p>	<p>火薬類取縮法第五条の規定に基づく火薬類の販売営業の許可の申請に対する審査</p>
<p>成検査に関する事務</p>	<p>三十三 火薬類 類取縮法第十四条第一項及び第四項の規定に基づく火薬類の譲渡し又は譲受けの許可に関する事務</p>	<p>三十四 火薬類 類取縮法第十九条第一項の規定に基</p>	<p>1 火薬類取縮法第十四条第一項の規定に基づく火薬類の譲渡しの許可の申請に対する審査</p> <p>2 火薬類取縮法第十四条第一項の規定に基づく火薬類の譲受けの許可の申請に対する審査</p>	<p>イ 火工品のみの譲受けの許可の申請に係る審査 ロ その他 の譲受けの許可の申請に係る審査 四百円</p>	<p>千二百円</p>	<p>成検査 四 ロ 構造又は設備の変更 ハ 更の工事に係る完成検査 ニ 千二百円</p>
<p>規定に基づく運搬証明書の交付に関する事務</p>	<p>三十五 火薬類 類取縮法第二十四条第一項の規定に基づく火薬類の輸入の許可に関する事務</p>	<p>三十六 火薬類 類取縮法第二十五条第一項の規定に基づく火薬類の消費の許可に関する事務</p>	<p>三十七 火薬類 類取縮法第三十一条第三項及び同条第七項において準用する同法第八項の規定に基づく丙種火薬類製造保安責任者免状に係る火薬類製造保安責任者又は火薬類取扱保安責任者に関する事務</p>	<p>火薬類取縮法第二十五条第一項の規定に基づく煙火の消費の許可の申請に対する審査</p>	<p>七千九百円</p>	<p>イ 申請に係る火薬及び爆薬の数量が二十五キログラム以下の場合 ロ その他 の場合 二</p>
<p>第八項の規定に基づく丙種火薬類製造保安責任者免状の再交付</p>	<p>三十八 質屋営業法（昭和二十五年法律第五十八号） 第二十一条第一項並びに第八条第四項の規定に基づく質屋営業の許可又は同法第四十八条第二項及び第八項の規定に基</p>	<p>三十九 質屋営業法（昭和二十五年法律第五十八号） 第二十一条第一項並びに第八条第四項の規定に基づく質屋営業の許可又は同法第四十八条第二項及び第八項の規定に基</p>	<p>1 質屋営業法第二十一条第一項の規定に基づく質屋営業の許可の申請に対する審査</p> <p>2 質屋営業法第二十一条第一項の規定に基づく質屋営業の許可の申請に対する審査</p>	<p>二万二千元</p>	<p>火薬類取縮法第三十五条第一項に規定する特定施設に係る保安検査又は同項の規定に基づく火薬庫に係る保安検査</p>	<p>四万千円</p>
<p>質屋営業法第八條第二項の規定に基づく同法第四</p>	<p>4 質屋営業法第八條第二項の規定に基づく同法第四</p>	<p>3 質屋営業法第四條第一項の規定に基づく管理者の新設又は変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>5千七百円</p>	<p>1千五百円</p>	<p>火薬類取縮法第三十一条第三項において準用する同法第十七条</p>	<p>二千四百円</p>

三十九 建築士法（昭和二十五年法律第二百二號）第四條第三項、第五條第一項及び第二項並びに第十三條の規定に基づく二級建築士又は木造建築士の免許に関する事務	1 建築士法第四條第三項の規定に基づく二級建築士又は木造建築士の免許 2 建築士法第十三條の規定に基づく二級建築士試験又は木造建築士試験の実施	再交付 づく許可証の再交付	5 質屋營業法第八條第四項の規定に基づく許可証の再交付	千三百円	條第二項の規定による届出に係る許可証の書換え
四十 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一號）第三十二條の十三第一項の規定に基づく業務管理者試験の実施に関する事務	採石法第三十二條の十三第一項の規定に基づく業務管理者試験の実施			八千五百円	
四十一 削除					
四十二 削除					
四十三 削除					
四十四 行政書士法（昭和二十六年法律第四號）第三條第二項の規定に基づく行政書士試験の施行に関する事務	行政書士法第三條第二項の規定に基づく行政書士試験の施行			一万四百円	

四十五 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五號）第三十四條第二項及び第四項（これらの規定を同法第七十三條第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく臨時運行の許可に関する事務	道路運送車両法第三十四條第二項（同法第七十三條第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく臨時運行の許可の申請に対する審査			七百五十円	一両につき
四十六 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四號）第五條第一項の規定に基づく高圧ガスの製造の許可に関する事務	高圧ガス保安法第五條第一項の規定に基づく高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査				次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 イ 高圧ガス保安法第五條第一項第一号に掲げる者（ロに掲げる者を除く。） 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 （一） 処理容積（圧縮、液化その他の方法で一日に処理できるガスの容積をいう。以下この項、四十七の項、

及び五十三の項において同じ。）が千立方メートル以上の設備五十六万円	（二） 処理容積が百万立方メートル以上千万立方メートル未満の設備三十四万円	（三） 処理容積が五十立方メートル以上百万立方メートル未満の設備二十万円	（四） 処理容積が十立方メートル以上五十立方メートル未満の設備十四万円	（五） 処理容積が二万五千立方メートル以上十万立方メートル未満の設備十	（六） 処理容積が五千立方メートル以上二万五千立方メートル未満の設備八	（七） 処理容積が千立方メートル以上五立方メートル未満の設備六万八千	（八） 処理容積が二百万立方メートル以上一千万立方メートル未満の設備五万四千	（九） 処理容積が百立方メートル以上二百立方メートル未満の設備三万二千	（十） 処理容積が十立方メートル以上五十立方メートル未満の設備十四万円	（十一） 処理容積が二万五千立方メートル以上十万立方メートル未満の設備十	（十二） 処理容積が五千立方メートル以上二万五千立方メートル未満の設備八	（十三） 処理容積が千立方メートル以上五立方メートル未満の設備六万八千	（十四） 処理容積が二百万立方メートル以上一千万立方メートル未満の設備五万四千	（十五） 処理容積が百立方メートル以上二百立方メートル未満の設備三万二千
-----------------------------------	---------------------------------------	--------------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------	------------------------------------	--	-------------------------------------	-------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	-------------------------------------	---	--------------------------------------

（七） 処理容積が千立方メートル以上五立方メートル未満の設備六万八千	（八） 処理容積が二百万立方メートル以上一千万立方メートル未満の設備五万四千	（九） 処理容積が百立方メートル以上二百立方メートル未満の設備三万二千	（十） 処理容積が十立方メートル以上五十立方メートル未満の設備十四万円	（十一） 処理容積が二万五千立方メートル以上十万立方メートル未満の設備十	（十二） 処理容積が五千立方メートル以上二万五千立方メートル未満の設備八	（十三） 処理容積が千立方メートル以上五立方メートル未満の設備六万八千	（十四） 処理容積が二百万立方メートル以上一千万立方メートル未満の設備五万四千	（十五） 処理容積が百立方メートル以上二百立方メートル未満の設備三万二千	（十六） 処理容積が十立方メートル以上五十立方メートル未満の設備十四万円	（十七） 処理容積が二万五千立方メートル以上十万立方メートル未満の設備十	（十八） 処理容積が五千立方メートル以上二万五千立方メートル未満の設備八	（十九） 処理容積が千立方メートル以上五立方メートル未満の設備六万八千	（二十） 処理容積が二百万立方メートル以上一千万立方メートル未満の設備五万四千	（二十一） 処理容積が百立方メートル以上二百立方メートル未満の設備三万二千
------------------------------------	--	-------------------------------------	-------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	-------------------------------------	---	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	-------------------------------------	---	---------------------------------------

それぞれに定める金額
 (当該移動式製造設備に
 ついて液化石油ガスの
 保安の確保及び取引の
 適正化に関する法律
 (昭和四十二年法律第百
 四十九号)第三十七條
 の許可を受けた者の許
 けた者の申請に
 可の申請に
 対する審査
 にあつては、
 六千円)
 (1) 処理
 容量が千
 立方メートル
 以上の設備
 九万
 円)
 (2) 処理
 容量が五百
 立方メートル
 以上の設備
 七万
 五千円)
 (3) 処理
 容量が百
 立方メートル
 以上の設備
 五万
 円)
 (4) 処理
 容量が五十
 立方メートル
 以上の設備
 三万
 円)

立方メートル
 未満の設備
 四万
 円)
 (5) 処理
 容量が十
 立方メートル
 以上の設備
 三万
 七千円)
 (6) 処理
 容量が二
 千立方メートル
 以上の設備
 二万
 七千円)
 (7) 処理
 容量が五
 立方メートル
 以上の設備
 二万
 七千円)
 (8) 処理
 容量が千
 立方メートル
 以上の設備
 一
 万六千円)
 (9) 処理
 容量が二
 百立方メートル
 以上の設備
 一
 万二千円)
 (10) 処
 理容量が百
 立方メートル
 以上の設備

四十七 高圧 ガス保安法 第一項 の規定に基 づく	高圧ガス保 安法第十四 条第一項 の規定に基 づく	立方メートル 未満の設 備七千四 百円 ハ同条第 一項第二 号に該当 する者次 に掲げる 設備の 区分に応 じ、それ ぞれ次に 定める金 額 (1) 冷 凍能力が 三千ト ン以上の 設備十一 万円 (2) 冷 凍能力が 千ト ン以上三 千トンの 設備八万 七千円 (3) 冷 凍能力が 三百ト ン以上千 トンの設 備六万八 千円 (4) 冷 凍能力が 百ト ン以上の 設備五万 四千円 (5) 冷 凍能力が 二十ト ン以上の 設備三万 六千円
--	---------------------------------------	---

く高圧ガス
 の製造のた
 めの設置の
 位置、構造
 若しくは
 製造の方法
 又は高圧ガ
 スの種類の
 変更の許可
 の申請に
 対する審査
 の事務
 に関する事
 務

それぞれに
 定める金額
 イ 高圧ガ
 ス保安法第
 五条第一項
 第一号に該
 当する同項
 の許可を受
 けた者(口
 に掲げる者
 を除く)
 次に掲げる
 場合の区分
 に応じ、そ
 れぞれ次に
 定める金額
 (1) 変更
 後の処理容
 積が変更前
 の処理容量
 (当該変更が
 設備の全部
 又は一部を
 撤去し、当
 該撤去する
 設備に代え
 て新たに設
 備を設置す
 るものであ
 る場合には、
 変更前の処
 理容量から
 該撤去する
 設備に係る
 処理容量を
 控除した容
 積。以下こ
 の項におい
 て同じ。)に
 比して千
 立方メートル
 以上増加
 する場合
 (2) 変更
 後の処理容
 積が三十七
 万円

4 高压ガス 保安法第二十 条第三項の規 定に基づく第 四十九の項 の下の欄に掲 げられる場合 の区分に応じ、		設備の変更 の工事又は 製造をする 高压ガスの 種類若しく は製造の方 法の変更の 許可の申請 を行う者及 び場合の区 分に同じ、 それぞれ当 該手数料の 金額の四分 の三に相当 する金額 (高压ガス保 安法第十四 条第一項の 許可に係る 液化石油ガ スの製造の ための施設 であつて、 液化石油ガ スの保安の 確保及び取 引の適正化 に関する法 律第三十七 条の三第一 項の完成検 査を受け、 同法第三十 七条の技術 上の基準に 適合してい ると認めら れたものの 完成検査に あつては、 六千四百円 以上、九千 円以下)	のたための施設 の完成検査
	一種貯蔵所の 完成検査	それぞれ当 該手数料の 金額の四分 の三に相当 する金額 イ 容積千 立方メートル 以上（液 化ガスにあ つては、質 量十トン以 上）の高压 ガスに係る 検査 二万 七千円 ロ 容積三 百立方メー トル以上千 立方メート ル未満（液 化ガスにあ つては、質 量三トン以 上十トン未 満）の高压 ガスに係る 検査 二万 千円 ハ 容積三 百立方メー トル未満 (液化ガスに あつては、 質量三トン 未満)の高 圧ガスに係 る検査 一 万三千円	

五十一 高压 ガス保安法第 二十二条第一 項の規定に基 づく輸入をし た高压ガス及 びその容器の 検査に関する 事務	高压ガス保安 法第二十二 条第一項の規 定に基づく輸 入をした高压 ガス及びその 容器の検査		
1 高压ガス 保安法施行令 第十八条第二 項第一号の規 定に基づく製 造保安責任者 免状の交付	1 高压ガス 保安法施行令 第十八条第二 項第一号の規 定に基づく製 造保安責任者 免状の交付		
付及び同号の 規定に基づく 高压ガス保安 法第三十一 条第二項に規 定する製造保 安責任者試験 の実施又は同 法第二十九条 の規定に基づく 販売主任者免 状の交付及び 同法第三十一 条第二項の規 定に基づく販 売主任者試験 の実施に關す る事務			

2 高压ガス 保安法施行令 第十八条第二 項第一号の規 定に基づく製 造保安責任者 免状の再交付	3 高压ガス 保安法第二十 九条の規定に 基づく販売主 任者免状の再 交付	4 高压ガス 保安法第二十 九条の規定に 基づく販売主 任者免状の再 交付	5 高压ガス 保安法施行令 第十八条第二 項第一号の規 定に基づく高 圧ガス保安法 第三十一条第 二項の規定す る製造保安責 任者試験の 実施	イ 乙種化 学責任者免 状に係る製 造保安責任 者試験 一 万六千六百 円 ロ 電子情報 処理組織によ り受験願書 を提出する 場合にあつ ては、一万 二千円 ハ 第二種 冷凍機械責 任者免状に 係る製造保 安責任者試 験 一万千 六百円 ニ 電子情報 処理組織によ り受験願書 を提出する 場合にあつ ては、一万 千六百円 ホ 第三種 冷凍機械責 任者免状に 係る製造保	二千四百円 三千四百円 二千四百円 二千四百円
--	--	--	---	---	----------------------------------

。にあつては、一万千六百円
ロ 丙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 一万三千三百円
（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、九千八百円）
ハ 乙種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 一万六千六百円
（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、一万二千円）
ニ 第二種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 一万千六百円
六 電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、一万千六百円
ホ 第三種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 一万千六百円

<p>五十三 高圧ガス保安法第三十五條第一項の規定に基づく特定施設に係る保安検査に関する事務</p>	<p>高圧ガス保安法第三十五條第一項の規定に基づく特定施設に係る保安検査</p>	<p>6 高圧ガス保安法第三十條第二項の規定に基づく販売主任者試験の実施</p>	<p>安責任者試験 一万三 百円(電子 情報処理組 織により受 験願書を提 出する場合 にあつては、 九千八百円)</p>
--	--	--	---

けた者(口
に掲げる者
を除く。
次に掲げる
設備の区分
に同じ、そ
れぞれ次に
定める金額
(1) 処理
容量が千立
方メートル
以上の設
備 六十一
万円
(2) 処理
容量が百立
方メートル
以上千立
方メートル
未満の設
備 三十七
万円
(3) 処理
容量が五十
立方メートル
以上百立
方メートル
未満の設
備 二十
五万円
(4) 処理
容量が十立
方メートル
以上五十
立方メートル
未満の設
備 十五
万円
(5) 処理
容量が二立
方メートル
以上十立
方メートル
未満の設
備 十
万円
(6) 処理
容量が五千
立方メートル
以上十立
方メートル
未満の設
備 十
万円

立方メートル
以上二立
方メートル
未満の設
備 九
万五千円
(7) 処理
容量が千立
方メートル
以上五千立
方メートル
未満の設
備 七万五千
円
(8) 処理
容量が二百
立方メートル
以上千立
方メートル
未満の設
備 六万
六千円
(9) 処理
容量が百立
方メートル
以上二百立
方メートル
未満の設
備 三万三千
円
同号に
該当する同
項の許可を
受けた者で
あつて移動
式製造設備
のみを使用
して高圧ガ
スの製造を
するもの
次に掲げる
設備の区分
に同じ、そ
れぞれ次に
定める金額
(1) 処理
容量が千立
方メートル
未満の設
備 五
千円

ル以上の設
備 九万五
千円
(2) 処理
容量が五百
立方メートル
以上千立
方メートル
未満の設
備 八万
円
(3) 処理
容量が百立
方メートル
以上五百
立方メートル
未満の設
備 六万
四千円
(4) 処理
容量が五十
立方メートル
以上百立
方メートル
未満の設
備 四万
七千円
(5) 処理
容量が十立
方メートル
以上五十
立方メートル
未満の設
備 三万
千円
(6) 処理
容量が二立
方メートル
以上十立
方メートル
未満の設
備 二
万二千円
(7) 処理
容量が五千
立方メートル
以上二立
方メートル
未満の設
備 二
万円

トン以上が未 能力が三冷 (2) 十千ト 万円	設備以上の トン三冷 (1) 十千ト る金額	れ次に定め じ、それぞ の区分に 掲げる設 た者を次 許可を受け する同項の 二號に該 ハ同項第 百円	備未七千七 ル満の設 立方二 立方二 理容積が百 (10) 処	円 一 方メ一 ル以上 立方二 容積が二 (9) 処 円	未 方メ一 ル以上 立方二 容積が二 (8) 処 万 の設 備	五 千立 一ト の設 備	五 千立 一ト の設 備	五 千立 一ト の設 備	五 千立 一ト の設 備	五 千立 一ト の設 備	五 千立 一ト の設 備
に關する事務	第三項及び第	第十九條第一項、	の規定に基	は同令第十八	は同令第十八	は同令第十八	は同令第十八	は同令第十八	は同令第十八	は同令第十八	は同令第十八
に關する事務	第三項及び第	第十九條第一項、	の規定に基	は同令第十八	は同令第十八	は同令第十八	は同令第十八	は同令第十八	は同令第十八	は同令第十八	は同令第十八
た金額 百円を加え	に満たない 端数を増す ごとに千六	千リットル又 は十リットル 以上の容	積千リットル 以上の容 器一個に	つき一六千 円に千	つき一六千 円に千	つき一六千 円に千	つき一六千 円に千	つき一六千 円に千	つき一六千 円に千	つき一六千 円に千	つき一六千 円に千
た金額 百円を加え	に満たない 端数を増す ごとに千六	千リットル又 は十リットル 以上の容	積千リットル 以上の容 器一個に	つき一六千 円に千	つき一六千 円に千	つき一六千 円に千	つき一六千 円に千	つき一六千 円に千	つき一六千 円に千	つき一六千 円に千	つき一六千 円に千
た金額 百円を加え	に満たない 端数を増す ごとに千六	千リットル又 は十リットル 以上の容	積千リットル 以上の容 器一個に	つき一六千 円に千	つき一六千 円に千	つき一六千 円に千	つき一六千 円に千	つき一六千 円に千	つき一六千 円に千	つき一六千 円に千	つき一六千 円に千
た金額 百円を加え	に満たない 端数を増す ごとに千六	千リットル又 は十リットル 以上の容	積千リットル 以上の容 器一個に	つき一六千 円に千	つき一六千 円に千	つき一六千 円に千	つき一六千 円に千	つき一六千 円に千	つき一六千 円に千	つき一六千 円に千	つき一六千 円に千
た金額 百円を加え	に満たない 端数を増す ごとに千六	千リットル又 は十リットル 以上の容	積千リットル 以上の容 器一個に	つき一六千 円に千	つき一六千 円に千	つき一六千 円に千	つき一六千 円に千	つき一六千 円に千	つき一六千 円に千	つき一六千 円に千	つき一六千 円に千
た金額 百円を加え	に満たない 端数を増す ごとに千六	千リットル又 は十リットル 以上の容	積千リットル 以上の容 器一個に	つき一六千 円に千	つき一六千 円に千	つき一六千 円に千	つき一六千 円に千	つき一六千 円に千	つき一六千 円に千	つき一六千 円に千	つき一六千 円に千
た金額 百円を加え	に満たない 端数を増す ごとに千六	千リットル又 は十リットル 以上の容	積千リットル 以上の容 器一個に	つき一六千 円に千	つき一六千 円に千	つき一六千 円に千	つき一六千 円に千	つき一六千 円に千	つき一六千 円に千	つき一六千 円に千	つき一六千 円に千
た金額 百円を加え	に満たない 端数を増す ごとに千六	千リットル又 は十リットル 以上の容	積千リットル 以上の容 器一個に	つき一六千 円に千	つき一六千 円に千	つき一六千 円に千	つき一六千 円に千	つき一六千 円に千	つき一六千 円に千	つき一六千 円に千	つき一六千 円に千
た金額 百円を加え	に満たない 端数を増す ごとに千六	千リットル又 は十リットル 以上の容	積千リットル 以上の容 器一個に	つき一六千 円に千	つき一六千 円に千	つき一六千 円に千	つき一六千 円に千	つき一六千 円に千	つき一六千 円に千	つき一六千 円に千	つき一六千 円に千
た金額 百円を加え	に満たない 端数を増す ごとに千六	千リットル又 は十リットル 以上の容	積千リットル 以上の容 器一個に	つき一六千 円に千	つき一六千 円に千	つき一六千 円に千	つき一六千 円に千	つき一六千 円に千	つき一六千 円に千	つき一六千 円に千	つき一六千 円に千

<p>六十七の二 銃砲刀剣類所持等取締法第五條の三の二第一項及び第二項の規定に基づくクロスボウの取扱いに關する講習会の開催に關する事務</p>	<p>銃砲刀剣類所持等取締法第五條の三の二第一項の規定に基づくクロスボウの取扱いに關する講習会の開催</p>	<p>る講習会 六千九百円 イ 現に銃砲刀剣類所持等取締法第四條第一項第一号の規定による許可を受け、てクロスボウを所持している者に對する講習会 三千円 ロ その他 の者に對する講習会 六千九百円 二万二千元</p>
<p>六十八 銃砲刀剣類所持等取締法第五條の四第一項及び第二項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃に關する技能検定の実施に關する事務</p>	<p>銃砲刀剣類所持等取締法第五條の四第一項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃に關する技能検定の実施</p>	<p>銃砲刀剣類所持等取締法第五條の五第一項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に關する講習</p>
<p>六十九 銃砲刀剣類所持等取締法第九條の五第二項の規定に基づく射撃教習を受ける資格</p>	<p>銃砲刀剣類所持等取締法第九條の五第二項の規定に基づく射撃教習を受ける資格</p>	<p>銃砲刀剣類所持等取締法第九條の五第二項の規定に基づく射撃教習を受ける資格</p>

<p>ける資格の認定に關する事務</p>	<p>銃砲刀剣類所持等取締法第九條の十第二項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定に對する審査</p>	<p>の認定の申請に對する審査 八千九百円</p>
<p>七十の二 銃砲刀剣類所持等取締法第九條の十第二項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定に關する事務</p>	<p>銃砲刀剣類所持等取締法第九條の十第三項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定に對する審査</p>	<p>九千六百円 （当該申請を行う者が当該道府県において同様に他の銃砲刀剣類所持等取締法第九條の十第三項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定に關する事務に對する審査に於ては、五千九百円）</p>
<p>七十の三 銃砲刀剣類所持等取締法第九條の十第四項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定に關する事務</p>	<p>銃砲刀剣類所持等取締法第九條の十第四項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定に對する審査</p>	<p>千九百円</p>

<p>七十一 銃砲刀剣類所持等取締法第十四條第一項並びに第十五條第一項及び第二項の規定に基づく古式銃砲又は刀剣類の登録に關する事務</p>	<p>銃砲刀剣類所持等取締法第十四條第一項の規定に基づく古式銃砲又は刀剣類の登録の申請に對する審査</p>	<p>六千三百円</p>
<p>七十二の二 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第五十一條の八第一項及び第六項の規定に基づく登録に關する事務</p>	<p>道路交通法第五十一條の八第六項の規定に基づく登録の更新の申請に對する審査</p>	<p>二万三千元</p>
<p>七十二の三 道路交通法第五十一條の十三第一項の規定に基づく駐車監視員に關する事務</p>	<p>道路交通法第五十一條の十三第一項の規定に基づく駐車監視員資格者証の交付の申請に對する審査</p>	<p>九千九百円</p>

<p>七十二 銃砲刀剣類所持等取締法第十八條の二第一項の規定に基づく刀剣類の製作の承認に關する事務</p>	<p>銃砲刀剣類所持等取締法第十八條の二第一項の規定に基づく刀剣類の製作の承認の申請に對する審査</p>	<p>八百円</p>
<p>七十三の二 銃砲刀剣類所持等取締法第十九條の二第一項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定に關する事務</p>	<p>銃砲刀剣類所持等取締法第十九條の二第一項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定に關する審査</p>	<p>九千八百円</p>
<p>七十四の二 銃砲刀剣類所持等取締法第二十條の二第一項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定に關する事務</p>	<p>銃砲刀剣類所持等取締法第二十條の二第一項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定に關する審査</p>	<p>九千八百円</p>

<p>七十二の五 道路交通法第 七十五條の十 六第一項の規 定に基づく特 定自動運行計 画の変更の許 可に関する事 務</p>	<p>七十二の四 道路交通法第 七十五條の十 二第一項の規 定に基づく特 定自動運行の 許可に関する 事務</p>	<p>七十二の四 道路交通法第 七十五條の十 二第一項の規 定に基づく特 定自動運行の 許可の申請に 対する審査</p>	<p>4 道路交通 法第五十一條 の十三第一項 の規定に基づ く駐車監視員 資格者証の再 交付</p>	<p>3 道路交通 法第五十一條 の十三第一項 第一号ロの規 定に基づく認 定の申請に対 する審査</p>	<p>第一号イの規 定に基づく規 置車両の確認 等に関する技 能及び知識に 関して行う 講習</p>	<p>七十六 液化 石油ガスの保 安の確保及び 取引の適正化 に関する法律 第三條第一項 の規定に基づ く液化石油ガ ス販売事業に 係る登録</p>	<p>七十四 削除</p>	<p>七十五 不動 産の鑑定評価 に関する法律 (昭和三十三年 法律第五十二 号)第二十 二條第一項の 規定に基づく 不動産鑑定業 者の登録又は 同條第三項の 規定に基づく 更新の登録に 関する事務</p>	<p>1 電気工事 士法第四條第 二項の規定に 基づく電気工 事士免状の 交付</p>	<p>2 電気工事 士法施行令第 四條第一項の 規定に基づく 電気工事士免 状の再交付</p>	<p>1 電気工事 士法第四條第 二項の規定に 基づく電気工 事士免状の 交付</p>	<p>七十八 液化 石油ガスの保 安の確保及び 取引の適正化 に関する法律 第二十九條第 一項及び第三 十二條第一項 の規定に基づ く保安機関の 認定又は同法 第三十三條第 一項の規定に 基づく保安機 関の保安業務 に係る一般消 費者等の数の 増加の認可に 関する事務</p>	<p>1 液化石油 ガスの保安の 確保及び取引 の適正化に関 する法律第二 十九條第一項 の規定に基づ く保安機関の 認定の申請に 対する審査</p>	<p>2 液化石油 ガスの保安の 確保及び取引 の適正化に関 する法律第三 十二條第一項 の規定に基づ く保安機関の 認定の更新の 申請に対する 審査</p>	<p>2 液化石油 ガスの保安の 確保及び取引 の適正化に関 する法律第三 十二條第一項 の規定に基づ く保安機関の 認定の更新の 申請に対する 審査</p>	<p>1 液化石油 ガスの保安の 確保及び取引 の適正化に関 する法律第三 十二條第一項 の規定に基づ く保安機関の 認定の更新の 申請に対する 審査</p>	<p>1 液化石油 ガスの保安の 確保及び取引 の適正化に関 する法律第三 十二條第一項 の規定に基づ く保安機関の 認定の更新の 申請に対する 審査</p>
<p>八十 液化石 油ガスの保安 の確保及び取 引の適正化に 関する法律第 三十三條</p>	<p>七十九 液化 石油ガスの保 安の確保及び 取引の適正化 に関する法律 第三十五條の 第六第一項の 規定に基づく 保安機器の設 置及び管理の 方法の認定に 関する事務</p>	<p>3 液化石油 ガスの保安の 確保及び取引 の適正化に関 する法律第三 十三條第一項 の規定に基づ く保安機関の 認定の更新の 申請に対する 審査</p>	<p>イ 当該申 請を行う者 が販売契約 を締結して いる一般消 費者等の数 が千戸未 満の場合、五 万五千円</p>	<p>イ 当該申 請を行う者 が販売契約 を締結して いる一般消 費者等の数 が千戸未 満の場合、五 万五千円</p>	<p>二万円と六 千九百円に 保安業務区 分の数を乗 じて得た額 との合計額</p>												

<p>三十六条第一項の規定に基づく貯蔵施設又は特定供給設備の設置の許可に関する事務</p>	<p>八十一 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十七條の第二項の規定に基づく貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設置、設備若しくは装置の変更の許可に関する事務</p>	<p>八十二 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十七條の第三項の規定に基づく貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査に関する事務</p>	<p>条第一項の規定に基づく貯蔵施設又は特定供給設備の設置の許可の審査</p>
<p>乗じて得た金額</p>	<p>一万五千元</p>	<p>三万五千元に特定供給設備（高圧ガス保安法第二十条第一項若しくは第三項又は同法第三十二条第一項の規定に基づく貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査）</p>	<p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十七條の第二項の規定に基づく貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設置、設備若しくは装置の変更の許可の審査</p>

<p>八十三 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十七條の規定に基づく貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査に関する事務</p>	<p>八十四 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十七條の規定に基づく貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査に関する事務</p>	<p>八十五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十七條の規定に基づく貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査に関する事務</p>	<p>八十六 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十七條の規定に基づく貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査に関する事務</p>
<p>二万八千円に充てん設備の数を乗じて得た金額</p>	<p>二万四千円に充てん設備の数を乗じて得た金額</p>	<p>三万六千円に充てん設備の数を乗じて得た金額</p>	<p>一万七千円に充てん設備の数を乗じて得た金額</p>

<p>八十七 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十八條の第四項並びに第三十九條の規定に基づく貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査に関する事務</p>	<p>八十八 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十九條の規定に基づく貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査に関する事務</p>	<p>八十九 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十九條の規定に基づく貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査に関する事務</p>	<p>九十 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十九條の規定に基づく貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査に関する事務</p>
<p>二万七千円に充てん設備の数を乗じて得た金額</p>	<p>三万六千円に充てん設備の数を乗じて得た金額</p>	<p>三万六千円に充てん設備の数を乗じて得た金額</p>	<p>一万七千円に充てん設備の数を乗じて得た金額</p>

<p>九十 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十九條の規定に基づく貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査に関する事務</p>	<p>九十一 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十九條の規定に基づく貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査に関する事務</p>	<p>九十二 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十九條の規定に基づく貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査に関する事務</p>	<p>九十三 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十九條の規定に基づく貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査に関する事務</p>
<p>千二百円</p>	<p>二千三百円</p>	<p>三千三百円</p>	<p>二万七千円に充てん設備の数を乗じて得た金額</p>

<p>八十九 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二十八号第一項及び第三項の規定に基づく職業訓練指導員免許に関する事務</p>	<p>1 職業能力開発促進法第二十八号第一項の規定に基づく職業訓練指導員免許の申請に対する審査</p>	<p>2 職業能力開発促進法第二十八号第三項の規定に基づく職業訓練指導員免許に関する事務</p>	<p>十八号の第四項及び第五項の規定に基づく液化石油ガス設備士免状の書換え</p> <p>4 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十八号の五第二項の規定に基づく液化石油ガス設備士試験の実施</p>
<p>職業能力開発促進法第二十八号第三項の規定に基づく職業訓練指導員免許に関する事務</p>	<p>職業能力開発促進法第二十八号第一項の規定に基づく職業訓練指導員免許の申請に対する審査</p>	<p>職業能力開発促進法第二十八号第三項の規定に基づく職業訓練指導員免許に関する事務</p>	<p>一万三千二百円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合は、二万二千七百円）</p>
<p>九十 職業能力開発促進法第三十条第一項の規定に基づく職業訓練指導員試験の実施に関する事務</p>	<p>1 職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）第二十条第一号及び第二号の規定に基づく技能検定の事務</p>	<p>九十二 電気工業の業務の適正化に関する法律（昭和四十五年法律第九十六号）第三号第一項及び第三項、第七号第一項、第十号第二項並びに第十二条の規定に基づく電気工業業者の登録又は更新の登録に関する事務</p>	<p>再交付</p> <p>職業能力開発促進法第三十条第一項の規定に基づく職業訓練指導員試験の実施</p>
<p>九十 職業能力開発促進法第三十条第一項の規定に基づく職業訓練指導員試験の実施に関する事務</p>	<p>職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）第二十条第一号及び第二号の規定に基づく技能検定の事務</p>	<p>電気工業の業務の適正化に関する法律第三号第一項及び第三項、第七号第一項、第十号第二項並びに第十二条の規定に基づく電気工業業者の登録又は更新の登録に関する事務</p>	<p>職業能力開発促進法第三十条第一項の規定に基づく職業訓練指導員試験の実施</p> <p>イ 実技試験 一万五千円 ロ 学科試験 三千円</p>
<p>九十三 電気工業の業務の適正化に関する法律第十号第三項の規定に基づく電気工業業者の登録又は更新の登録に関する事務</p>	<p>1 電気工業の業務の適正化に関する法律第三号第一項及び第三項、第七号第一項、第十号第二項並びに第十二条の規定に基づく電気工業業者の登録又は更新の登録に関する事務</p>	<p>2 電気工業の業務の適正化に関する法律第三号第一項及び第三項、第七号第一項、第十号第二項並びに第十二条の規定に基づく電気工業業者の登録又は更新の登録に関する事務</p>	<p>イ 実技試験 一万八千二百円 ロ 学科試験 三千円</p>
<p>九十三 電気工業の業務の適正化に関する法律第十号第三項の規定に基づく電気工業業者の登録又は更新の登録に関する事務</p>	<p>電気工業の業務の適正化に関する法律第十号第三項の規定に基づく電気工業業者の登録又は更新の登録に関する事務</p>	<p>電気工業の業務の適正化に関する法律第十号第三項の規定に基づく電気工業業者の登録又は更新の登録に関する事務</p>	<p>イ 実技試験 一万八千二百円 ロ 学科試験 三千円</p>
<p>九十三の二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十二号の七第一項の規定に基づく二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に関する事務</p>	<p>1 電気工業の業務の適正化に関する法律第十号第三項の規定に基づく電気工業業者の登録又は更新の登録に関する事務</p>	<p>2 電気工業の業務の適正化に関する法律第十号第三項の規定に基づく電気工業業者の登録又は更新の登録に関する事務</p>	<p>イ 実技試験 一万八千二百円 ロ 学科試験 三千円</p>
<p>九十三の二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十二号の七第一項の規定に基づく二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に関する事務</p>	<p>電気工業の業務の適正化に関する法律第十号第三項の規定に基づく電気工業業者の登録又は更新の登録に関する事務</p>	<p>電気工業の業務の適正化に関する法律第十号第三項の規定に基づく電気工業業者の登録又は更新の登録に関する事務</p>	<p>イ 実技試験 一万八千二百円 ロ 学科試験 三千円</p>
<p>九十四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四号第一項、第二項、第六項及び第七項の規定に基づく産業廃棄物の許可に関する事務</p>	<p>1 電気工業の業務の適正化に関する法律第十号第三項の規定に基づく電気工業業者の登録又は更新の登録に関する事務</p>	<p>2 電気工業の業務の適正化に関する法律第十号第三項の規定に基づく電気工業業者の登録又は更新の登録に関する事務</p>	<p>イ 実技試験 一万八千二百円 ロ 学科試験 三千円</p>
<p>九十四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四号第一項、第二項、第六項及び第七項の規定に基づく産業廃棄物の許可に関する事務</p>	<p>産業廃棄物の処理に係る特例の認定に関する事務</p>	<p>産業廃棄物の処理に係る特例の認定に関する事務</p>	<p>イ 実技試験 一万八千二百円 ロ 学科試験 三千円</p>

<p>九十五 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の二第一項の規定に基づく産業廃棄物処理業の事業の範囲の変更の許可に関する事務</p>	<p>九十六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の四第一項、第二項、第六項及び第七項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処理業の許可に関する事務</p>	<p>1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の四第一項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査</p>	<p>2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の四第二項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査</p>	<p>1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の二第一項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の四第七項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査</p>	<p>3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の四第六項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可の申請に対する審査</p>	<p>4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の四第七項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の申請に対する審査</p>	<p>九十八 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可に関する事務</p>	<p>九十九 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の二の六第一項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可に関する事務</p>	<p>イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第四項に規定する産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の更新の申請に対する審査</p>	<p>イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第四項に規定する産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の更新の申請に対する審査</p>	<p>十一号) 第三条第一項及び第八条の規定に基づく積立式地建物販売業の許可に関する事務</p>	<p>百二 警備業法第二十二條第二項、第五項、第六項及び第八項の規定に基づく警備員指導教育責任者に関する事務</p>	<p>1 警備業法第二十二條第二項の規定に基づく警備員指導教育責任者資格者証の交付の申請に対する審査</p>	<p>2 警備業法第二十二條第二項第一号の規定に基づく警備員指導教育責任者資格者証の書換え</p>	<p>積立式地建物販売業の許可の申請に対する審査</p>	<p>1 警備業法第二十二條第四項の規定に基づく警備業の認定の申請に対する審査</p>	<p>2 警備業法第七条第一項の規定に基づく認定の有効期間の更新の申請に対する審査</p>	<p>3 警備業法第二十二條第五項の規定に基づく警備員指導教育責任者資格者証の書換え</p>	<p>二万三千元</p>	<p>九千八百円</p>	<p>講習一時間につき千二百円</p>	<p>千八百円</p>
---	---	---	--	--	--	---	---	--	--	---	---	--	--	--	---	------------------------------	---	---	--	--------------	--------------	---------------------	-------------

<p>百四 石油コ ンテナート等 災害防止法</p>	<p>1 警備業法 第四十二條第 二項並びに 同條第三項に おいて準用す る同法第二十 二條第五項及 び第六項の規 定に基づく機 械警備業務管 理者に関する 事務</p>	<p>2 警備業法 第四十二條第 二項第一号の 規定に基づく 機械警備業務 管理者講習</p>	<p>3 警備業法 第四十二條第 三項において 準用する同法 第二十二條第 五項の規定に 基づく機械警 備業務管理者 資格者証の書 換え</p>	<p>4 警備業法 第四十二條第 三項において 準用する同法 第二十二條第 六項の規定に 基づく機械警 備業務管理者 資格者証の再 交付</p>	<p>5 警備業法 第二十二條第 八項の規定に 基づく警備員 の指導及び教 育に関する 講習</p>	<p>者資格者証の 再交付</p>
<p>石油コ ンテナ ート等 災害防 止法第 十五條</p>	<p>九千八百円</p>	<p>三万九千円</p>	<p>千八百円</p>	<p>千八百円</p>	<p>五千円</p>	<p>流出油 の防止 等 五万 検査</p>
<p>（昭和五十年法 律第八十四号） 第十五條第二 項の規定に基 づく特定防災 施設等の検査 に関する事務</p>	<p>第二項の規定 に基づく流出 油等防止堤又 はその他の特 定防災施設等 のうち総務省 令で定めるも の検査</p>	<p>三百円にそ の延長一キ ロメートル 又は一キロ メートルに 満たない端 数を増すご とに二万六 千円を加え た金額 その他 の特定防災 施設等のう ち総務省令 で定めるも の検査</p>	<p>百四の二 貸 金業法（昭和 五十八年法律 第三十二号） 第三條第一項 及び第二項の 規定に基づく 貸金業者の登 録に関する事 務</p>	<p>1 貸金業法 第三條第一項 の規定に基づ く貸金業者の 登録の申請に 対する審査</p>	<p>2 貸金業法 第三條第二項 の規定に基づ く貸金業者の 登録の更新の 申請に対する 審査</p>	<p>百五 不動産 特定共同事業 法（平成六年 法律第七十七 号）第三條第 一項の規定に 基づく不動産 特定共同事業 の許可に關す る事務</p>
<p>不動産特定共 同事業法第四 十條第一項及 び第三項の規 定に基づく小 規模</p>	<p>1 不動産特 定共同事業法 第四十一條第 一項の規定に 基づく小規模</p>	<p>15万円</p>	<p>八万円</p>	<p>六万円</p>	<p>六万円</p>	<p>六万円</p>
<p>百六の二 使 用済自動車 の再資源化等 に関する法律第 六十七條</p>	<p>2 不動産特 定共同事業法 第四十一條第 三項の規定に 基づく小規模 不動産特定共 同事業の登録 の更新の申請 に対する審査</p>	<p>1 使用済自 動車の再資源 化等に関する 法律第六十條 第二項の規定 に基づく解体 業の許可の更 新の申請に対 する審査</p>	<p>1 使用済自 動車の再資源 化等に関する 法律第六十條 第一項の規定 に基づく解体 業の許可の申 請に対する 審査</p>	<p>1 使用済自 動車の再資源 化等に関する 法律第六十條 第二項の規定 に基づく解体 業の許可の更 新の申請に対 する審査</p>	<p>2 不動産特 定共同事業法 第四十一條第 三項の規定に 基づく小規模 不動産特定共 同事業の登録 の更新の申請 に対する審査</p>	<p>六万円</p>
<p>八万四千円</p>	<p>七万円</p>	<p>七万八千円</p>	<p>七万八千円</p>	<p>一万二千円</p>	<p>六万円</p>	<p>六万円</p>
<p>百六の四 使 用済自動車 の再資源化等 に関する法律第 七十七條第一 項の規定に基 づく破砕業の 事務</p>	<p>2 使用済自 動車の再資源 化等に関する 法律第六十七 條第二項の規 定に基づく破 砕業の許可の 更新の申請に 対する審査</p>	<p>1 鳥獣の保 護及び管理並 びに狩猟の適 正化に関する 法律（平成十 四年法律第一 四十八号）第 三十九條第一 項、第四十一 條、第四十三 條、第四十六 條第二項及び 第五十一條の 規定に基づく 狩猟免許に關 する事務</p>	<p>1 鳥獣の保 護及び管理並 びに狩猟の適 正化に関する 法律（平成十 四年法律第一 四十八号）第 三十九條第一 項、第四十一 條、第四十三 條、第四十六 條第二項及び 第五十一條の 規定に基づく 狩猟免許に關 する事務</p>	<p>1 鳥獣の保 護及び管理並 びに狩猟の適 正化に関する 法律（平成十 四年法律第一 四十八号）第 三十九條第一 項、第四十一 條、第四十三 條、第四十六 條第二項及び 第五十一條の 規定に基づく 狩猟免許に關 する事務</p>	<p>2 使用済自 動車の再資源 化等に関する 法律第六十七 條第二項の規 定に基づく破 砕業の許可の 更新の申請に 対する審査</p>	<p>六万七千円</p>
<p>鳥獣の保 護及び管理並 びに狩猟の適 正化に関する 事務</p>	<p>鳥獣の保 護及び管理並 びに狩猟の適 正化に関する 法律（平成十 四年法律第一 四十八号）第 三十九條第一 項、第四十一 條、第四十三 條、第四十六 條第二項及び 第五十一條の 規定に基づく 狩猟免許に關 する事務</p>	<p>鳥獣の保 護及び管理並 びに狩猟の適 正化に関する 法律（平成十 四年法律第一 四十八号）第 三十九條第一 項、第四十一 條、第四十三 條、第四十六 條第二項及び 第五十一條の 規定に基づく 狩猟免許に關 する事務</p>	<p>鳥獣の保 護及び管理並 びに狩猟の適 正化に関する 法律（平成十 四年法律第一 四十八号）第 三十九條第一 項、第四十一 條、第四十三 條、第四十六 條第二項及び 第五十一條の 規定に基づく 狩猟免許に關 する事務</p>	<p>鳥獣の保 護及び管理並 びに狩猟の適 正化に関する 法律（平成十 四年法律第一 四十八号）第 三十九條第一 項、第四十一 條、第四十三 條、第四十六 條第二項及び 第五十一條の 規定に基づく 狩猟免許に關 する事務</p>	<p>鳥獣の保 護及び管理並 びに狩猟の適 正化に関する 法律（平成十 四年法律第一 四十八号）第 三十九條第一 項、第四十一 條、第四十三 條、第四十六 條第二項及び 第五十一條の 規定に基づく 狩猟免許に關 する事務</p>	<p>七万七千円</p>

法律第四十六 条第二項の規 定に基づく狩 猟免許の再 交付	3 鳥獣の保 護及び管理並 びに狩猟の適 正化に関する 法律第五十一 条第一項の規 定に基づく狩 猟免許の更新 の申請に対す る審査	千八百円
1 鳥獣の保 護及び管理並 びに狩猟の適 正化に関する 法律第五十五 条第一項の規 定に基づく狩 猟者の登録	2 鳥獣の保 護及び管理並 びに狩猟の適 正化に関する 法律第六十一 条第五項の規 定に基づく狩 猟者登録証の 再交付	千円

備考
一 この表中の用語の意義及び字句の意味は、それぞれ上欄に規定する法律（これに基づく政令を含む。）又は政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

二 この表の下欄に掲げる金額は、当該下欄に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位についての金額とし、その他のものについては一件についての金額とする。

1 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。
2 地方公共団体手数料令（昭和三十年政令第三百三十号）は、廃止する。

附則（平成十二年四月二十八日政令第二一六号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の一部を改正する法律の施行の日（平成十二年五月十日）から施行する。

附則（平成十二年六月七日政令第三〇四号）抄
（施行期日）

1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附則（平成十二年六月二三日政令第三四五号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、平成十二年七月一日から施行する。

附則（平成十二年二月六日政令第四九八号）抄
（施行期日）

この政令は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、本則の表十一の項の次に十一の二の項を加える改正規定は、商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成十二年法律第九十一号）の施行の日から施行する。

附則（平成十三年七月四日政令第二三六号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年七月十六日）から施行する。

附則（平成十三年一月三日政令第三八三号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、小型船舶の登録等に関する法律（以下「法」という。）の施行の日（平成十四年四月一日）から施行する。

附則（平成十四年一月二七日政令第四四号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年三月一日）から施行する。

附則（平成十四年二月六日政令第二六号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、平成十四年六月一日から施行する。

附則（平成十四年七月二日政令第二五六号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、平成十五年十一月二十九日から施行する。

附則（平成十四年二月二〇日政令第三九一号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成十五年四月十六日）から施行する。

附則（平成十五年二月二七日政令第四一〇号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、古物営業法の一部を改正する法律（平成十四年法律第一百五号）の施行の日から施行する。

附則（平成十五年七月二五日政令第三三一号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、使用済自動車の再資源化等に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成十六年七月一日）から施行する。

附則（平成十五年一月一日政令第四四九号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、平成十五年十二月一日から施行する。

附則（平成十五年一月二七日政令第四六九号）抄
（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成十五年二月一〇日政令第四九六号）抄
（施行期日）

この政令は、平成十六年三月一日から施行する。

附則（平成十六年三月二四日政令第五四号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、平成十六年三月三十一日から施行する。

附則（平成十六年一月二五日政令第三六八号）抄
（施行期日）

この政令は、海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

附則（平成十六年二月一〇日政令第三九〇号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、道路交通法の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十号。以下「改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附則（平成十七年二月二日政令第一三三号）抄
（施行期日）

この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

附則（平成十七年七月一五日政令第二四四号）抄
（施行期日）

1 この政令は、警備業法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十号）の施行の日（平成十七年十一月二十一日）から施行する。

附則（平成十七年一月二日政令第三三三号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年十二月一日）から施行する。

附則（平成一七年二月一六日政令第三六九号）抄

1 この政令は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

附則（平成一八年一月二五日政令第四号）抄

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附則（平成一八年一月二五日政令第六号）抄

1 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附則（平成一八年一月二九日政令第三六九号）抄

この政令は、探偵業の業務の適正化に関する法律（平成十八年法律第六十号）の施行の日（平成十九年六月一日）から施行する。ただし、本則の表六の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成一九年一月七日政令第三二九号）抄

1 この政令は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十九年十二月十九日）から施行する。

附則（平成二〇年三月一九日政令第四八号）抄

この政令は、戸籍法の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十五号）の施行の日（平成二十年五月一日）から施行する。

附則（平成二〇年二月二五日政令第三九八号）抄

この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、本則の表百七の項及び百八の項の改正規定は、同月十六日から施行する。

附則（平成二二年六月一〇日政令第一五三号）抄

この政令は、平成二十一年九月一日から施行する。

附則（平成二二年八月二八日政令第二四四号）抄

1 この政令は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（次項において「改正法」という。）の施行の日（平成二十一年十二月四日）から施行する。

う。）の施行の日（平成二十一年十二月四日）から施行する。

附則（平成二二年九月八日政令第一九三号）抄

この政令は、平成二十二年十月一日から施行する。

附則（平成二二年二月二二日政令第二四八号）抄

1 この政令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十三年四月一日）から施行する。

附則（平成二三年二月二二日政令第四〇五号）抄

1 この政令は、平成二十四年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第九条第一項第二十号イ、第十一条及び第十二条第一項第五号の改正規定並びに附則第十条及び第十三条の規定 平成二十四年四月一日

附則（平成二五年一月二三日政令第一〇号）抄

この政令は、船員法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年三月一日）から施行する。

附則（平成二六年一月二九日政令第一七号）抄

この政令は、平成二六年四月一日から施行する。

附則（平成二六年二月二四日政令第四一〇号）抄

1 この政令は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年五月二十九日）から施行する。

附則（平成二七年二月二二日政令第四六号）抄

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則（平成二七年一月二三日政令第三八二号）抄

この政令は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年六月二十三日）から施行する。

附則（平成二七年二月一六日政令第四二四号）抄

1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

行の日（平成二十八年六月二十三日）から施行する。

附則（平成二七年二月一六日政令第四二四号）抄

1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則（平成二九年八月二四日政令第二二二号）抄

1 この政令は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年十二月一日）から施行する。

附則（平成三〇年一月二六日政令第一〇号）抄

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、本則の表二十一の項及び二十三の項の改正規定は、同年五月一日から施行する。

附則（平成三〇年一〇月一七日政令第二九一号）抄

1 この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日（令和元年六月一日）から施行する。ただし、第二条及び第四条並びに次条及び附則第三条の規定は、令和二年四月一日から施行する。

附則（令和元年五月二四日政令第二二二号）抄

この政令は、令和元年十月一日から施行する。

附則（令和元年六月二八日政令第四四四号）抄

1 この政令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附則（令和元年九月二二日政令第九六号）抄

1 この政令は、建築士法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年三月一日）から施行する。

附則（令和元年九月二二日政令第九六号）抄

1 この政令は、建築士法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年三月一日）から施行する。

附則（令和元年九月二二日政令第九六号）抄

3 建築士法第四條第三項の規定に基づく二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者であつて、施行日前に都道府県知事の行う二級

建築士試験に合格したもの（新沖縄特別措置令第百条の規定により二級建築士の免許を受けることができる者を含む。）又は木造建築士試験に合格したものに對する第三条の規定による改正後の地方公共団体の手数料の標準に関する政令本則の表三十九の項の1の規定の適用については、同項の1中「二万四千四百円」とあるのは、「一万九千三百円」とする。

附則（令和元年一月二二日政令第一六六号）抄

この政令は、古物営業法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

附則（令和元年二月一八日政令第一八八号）抄

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

附則（令和二年三月二二日政令第四〇八号）抄

この政令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律第四條（覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第九條第一項第二号の改正規定を除く。）の規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

附則（令和三年一〇月一五日政令第二八五号）抄

この政令は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十九号）の施行の日（令和四年三月十五日）から施行する。

附則（令和四年一月二六日政令第三二二号）抄

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

附則（令和四年二月二三日政令第三九一号）抄

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

(施行期日)

1 この政令は、道路交通法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

附 則（令和五年三月三〇日政令第一二六号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和五年九月六日政令第二七六号）

この政令は、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年十二月二十一日）から施行する。

附 則（令和五年一月六日政令第三一五号）抄

(施行期日)

1 この政令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

附 則（令和五年二月六日政令第三四七号）

この政令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、本則の表八の項の改正規定は戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（令和六年三月一日）から、同表二十一の項及び二十三の項の改正規定は同年五月一日から施行する。

附 則（令和六年六月二八日政令第二三八号）

この政令は、令和七年四月一日から施行する。